

ビジネスプラングランプリ実施事業 「第16回大分県ビジネスプラングランプリ」の公募要領

H30.5.7

(公財)大分県産業創造機構

1 事業の概要

この事業は、中小企業者等による新事業の創出を促進するため、独創的な商品・ノウハウ・アイデア等を活用して創業予定又は新分野進出等を目指す中小企業者を発掘・選定し、表彰するものです。

受賞者は、大分県が制定する「大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金交付要綱」（以下「県補助金交付要綱」という。）の補助金交付予定対象者となります。

2 応募要件

(1) 対象者

応募対象者は以下の2つのうち、いずれかを満たすものとします。

①創業予定若しくは創業後10年未満の中小企業者

②新分野進出を目指す中小企業者

ただし、本グランプリにおいて受賞実績がある場合は、応募できません。

(2) 対象ビジネスプラン

本事業の対象事業は、独創的なアイデア等を活用して、新商品・新サービスの研究開発及びその事業化を行うもので、次のいずれにも該当する事業とします。

①新規性や競合商品との差別化要素などがあり、成長性が高いと見込まれるものであること

②応募プランの事業が初期段階のものであること

③「県補助金交付要綱」による財政的支援の必要性が高いものであること

なお、受賞者は「県補助金交付要綱」の補助金交付予定対象者となりますので、本グランプリ応募に際しては、以下の要件を満たすことが必要です。

①補助金交付決定後、1年以内に補助対象事業を大分県内で事業化すること

②補助金交付決定後、大分県内で5年以上事業を継続して行うこと

③補助金交付決定後、2年以内に大分県内に本店の所在地を定めた法人登記を行うこと
(既に県内に本店の所在地を定めた法人登記を行っている者を除く。)

3 応募方法

「7 提出書類」に記載した書類を以下の応募先に郵送、又は持参してください。

- (1) 募集期間 **平成30年7月2日(月)～平成30年8月24日(金) 17時必着**
※形式不備や書類不足等で受付できないことがありますので、余裕を持ってご提出ください。
- (2) 応募先 〒870-0037 大分市東春日町17番20号
(公財)大分県産業創造機構 経営支援課
- (3) 連絡先 電話 097-537-9111 FAX 097-534-4320
Eメールmail: yukichi@columbus.or.jp

4 審査

提出された事業計画書については、ベンチャー目利き委員会（審査委員会）で、「新規性」、「成長性」、「実現性」等を基準に総合的な審査を行います。

- (1) 一次審査（書類審査） **平成30年9月中旬～11月中旬**
※一次審査通過者には、未納税額がないことを確認するために納税証明書及び完納証明書の提出を求めます。提出期日は一次審査の結果と併せて通知します。なお、期日までに提出がない場合には一次審査通過を取り消します。
- (2) 二次審査（総合評価（プレゼンテーション）） **平成31年1月中旬頃**
 - ア 一次審査通過者については、審査委員会でのプレゼンテーションを行っていただきますので、二次審査用の書類（プレゼンテーション用資料等）の提出を求めます。
 - イ 指定された会場までの交通費や参加に伴う諸経費等については、申込者各自で負担をお願いします。

5 発表時期

- (1) 一次審査の結果については、**平成30年11月下旬**にお知らせする予定です。
- (2) 二次審査の結果（受賞者の決定）発表及び、表彰式は、**平成31年2月**を予定しています。
※なお、詳細な日程については、別途お知らせします。

6 補助金

- (1) 受賞者は、「県補助金交付要綱」の補助金交付予定対象者となります。
- (2) 補助対象期間は、原則として**平成31年4月から平成32年3月**となります。
- (3) 補助金額については予算の関係上減額されることがあります。

7 提出書類

区 分	法 人	個 人	備 考
事業計画書※1	○	○	第1号様式 (別紙1～別紙5まで含む)
特許等証明書類(写)※2	○	○	特許、実用新案、意匠、商標等 ※該当する場合のみ提出
決算報告書(写)※3	○		過去3期分(3年分)
確定申告書(写)※3		○	
誓約書※4 ※大分県暴力団排除条例に基づく	○	○	第2号様式
提出書類チェックシート	○	○	添付のチェックシートの項目について、不備がないかチェックし、その他の書類と共に提出すること
(商業)登記簿謄本又は 登記事項証明書(原本) [法務局]	○		6ヶ月以内に発行のもの ※一次審査通過者のみ対象とし、別途通知する日までに提出すること
国税の納税証明書その3の2※5 [税務署]		○	「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ※一次審査通過者のみ対象とし、別途通知する日までに提出すること※7
国税の納税証明書その3の3※5 [税務署]	○		「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ※一次審査通過者のみ対象とし、別途通知する日までに提出すること※7
県税の完納証明書※6 [県税事務所(大分県の場合)] (県外に本社のある場合は納税証明書)	○	○	県税について未納税額がない証明 ※一次審査通過者のみ対象とし、別途通知する日までに提出すること※7

[提出時の留意点]

※1

ア 事業計画書は、正本1部・副本1部の計2部を作成(日本工業規格A4版・タテ型片面印刷)の上、提出してください。

- イ 事業計画書作成に際しては、図や表を用いたり、パソコンを使用するなど、できるだけわかりやすく記入してください。また枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入してください。（ただし、各項目毎に1頁を限度とすること。）なお、審査に際して、コピー（白黒）を取るため、カラーや色の濃い網掛け等の表示は控えてください。
- ウ 事業計画書の別紙2、別紙3、別紙4の様式については、ワード版と別にエクセル版もあります。作成しやすい書式を使用してください。
- エ 一次審査（書類審査）の際は、原則として、提出された事業計画書で審査を行います。参考資料として会社案内及び事業計画書に関する資料の添付も可とします。なおその場合、参考資料は12部提出してください。
- オ 提出書類はA4サイズ、片面印刷で提出してください。ホチキス止めせず、クリップで止めてください。

※2

特許等証明書類については、事業計画に必要な知的財産権（特許、実用新案、意匠登録、商標登録等）の出願又は登録等の書類を提出してください。

（例）特許の場合は、公開特許公報又は特許公報等（【明細書】 【発明の名称】 【要約】 【特許請求の範囲】 【代表図面】）を提出してください。

※3

- ア 創業して税務申告を3期終えていない場合は、税務申告を終えた期全ての決算報告書（確定申告書）を提出してください。
- イ 新たに創業する場合又は創業して税務申告を1期も終えていない場合は、法人で応募する際は設立時貸借対照表を、個人で応募する際は前年の源泉徴収票又は所得証明書（前年が個人事業者の場合は確定申告書）をそれぞれ提出してください。

※4

大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、暴力団等でない旨の誓約書の提出をお願いしています。

※5

様式については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/pdf/01-1.pdf> からダウンロードできます。

※6

ア 県税の完納証明書は、大分県内に本社がある場合は県税事務所にて取得し、提出してください。（県税事務所の窓口で必ず「完納証明書」と申請してください。申請書類名が「納税証明書交付申請書」となっていますが、差し支えありません。） 様式については、<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/4428.pdf>からダウンロードできます。

イ 大分県外に本社がある場合は、本社所在地の都道府県で交付される納税証明書（県税について未納税額がない証明）を取得し、提出してください。

※7

納税証明書の提出は、一次審査通過者のみを対象としますが、当事務局からの通知後、速やかに提出できるよう、事前の確認をお願いします。

8 その他注意事項

- (1) 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- (2) 受賞者となった場合は、応募者名・事業テーマ・事業計画の概要などについて、公表させていただきます。
- (3) 提出された事業計画書及び添付資料は、(公財)大分県産業創造機構で保管し、応募者には返却しませんので、必要な場合は各自でコピーをお取りください。
- (4) 応募内容について虚偽の事実が判明した場合は、受賞した賞を取り消すことがあります。また、賞の取消しに伴い、大分県から交付される補助金について、交付決定の取消しや補助金の返還等を求められることがあります。
- (5) ご記入いただきました事業計画及び必要書類などの個人情報、大分県ビジネスプランングランプリ以外の目的で使用することはありません。